

## 証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	DIAMライフサイクル・ファンド<DC年金>3成長型
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合
4. 商品属性	
当初設定日	2001年10月1日
信託期間	無期限
主要投資対象	下記マザーファンドの受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行います。 ● DLジャパン・アクティブ・オープン・マザーファンド ● DLジャパン・ボンド・オープン・マザーファンド ● DLインターナショナル・ハイブリッド・オープン・マザーファンド ● DLインターナショナル・ボンド・オープン・マザーファンド
投資方針	1. 基本方針 安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として、ファミリーファンド方式で、安定的な運用を行うことを基本方針とします。なお、当ファンドは原則として、外貨建資産に対する為替ヘッジを行いません。 2. 運用方法 個々のアセット(資産)において、数多くの銘柄に分散して投資することにより、より一層の分散投資効果を追求します。 主として各アセット別のマザーファンド受益証券への投資を通して、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ中長期的に安定した収益の積み上げを目指します。 (株式・外国証券等リスク資産を中心に組入れることにより、より高い収益を目指します。)国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産について、株式への投資割合の上限が70%未満、かつ外貨建資産への投資割合の上限が55%以下の範囲内において配分した基本アロケーションのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、当社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の70%未満、外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の55%以下とします。
ベンチマーク	TOPIX40%+NOMURA-BPI総合22%+ MSCIコクサイ・インデックス(ヘッジ無し・円換算ベース)19%+FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円換算ベース)16%+オーバーナイトコールローン3%
決算日	毎年5月25日(但し休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時(原則として5月25日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。 収益分配金は、自動的に再投資されます。
償還条項	信託契約の一部を解約することにより残存口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年1.65%(税抜年1.50%) 内訳：委託会社0.627%(税抜0.57%)、販売会社0.913%(税抜0.83%)、受託会社0.11%(税抜0.10%)
信託財産留保額	ありません。
その他費用	保有期間中、以下の費用等がファンドから支払われます。 ● 組入る価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ● 信託事務の諸費用 ● 外国での資産の保管等に要する諸費用 ● 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等
8. お申込み不可日等	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して、毎年約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。

項目	内容
10. 利益の見込み損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。</li> <li>● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。</li> </ul>
11. 基準価額の主な変動要因等	株式や公社債などの値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンドがかかえるリスクの主要なものは下記のとおりです。
資産配分リスク	当ファンドで行われる各資産毎(国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産)の資産配分比率は、基本アロケーションの比率に準じ、±5%以内の変動に抑えます。 この資産配分が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合や、複数または全ての資産価値が下落する場合には、各資産の投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
国別配分リスク	当ファンドでは、組入れられる資産の国別配分が、当該資産のベンチマークを構成する国別構成比率と若干異なる場合があります。この国別配分が、当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、当ファンドの投資対象国のうち一部の国における証券市場全体の市場価値が下落する場合には、当ファンドの各資産の国別配分が各ベンチマークの国別比率と同等あるいは優れたものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。
株式投資リスク	当ファンドでは株式に投資します。株式には一般的に次に掲げるリスクがあります。 1) 価格変動リスク 株式の価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。 2) 信用リスク 株式の発行体が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。
債券投資リスク	当ファンドでは公社債に投資します。公社債では、一般に次に掲げるリスクがあります。 1) 金利リスク 金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。 2) 信用リスク 信用リスクとは、公社債、コマーシャルペーパーおよび短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落(価格がゼロになることもあります。)し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。
為替変動リスク	当ファンドでは外国証券に投資します。外国証券に投資する場合には、一般に為替変動リスクがあります。 為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外国通貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減値し、ファンドの受益権の基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外国通貨建証券への投資はその国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替変動リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としており、また為替リスクのエクスポージャーを積極的にコントロールする場合がありますため、円と投資対象国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に影響します。
12. セーフティーネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額×保有口数 ※解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. その他ご留意いただく事項	運用環境見直し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本アロケーションの若干の見直しを行う場合があります。
15. 委託会社	アセットマネジメントOne株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
16. 受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。) 再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

## (運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。